

点検ハンマー

第8号 発行日 2010年 6月25日 発 責 石尾 光春・編 集 地本車技常任委員会

保護メガネ、私には関係がない

本当にそうなのでしょうか??

社員は、大井基地内の移動中は保護メガネを着用することと先日『お達し』が出されました。常に矯正用の眼鏡を使用している皆さんにとっては、「ふ～ん、大変だね」「かわいそうに・・・」で終わっているかも知れませんが、他の社員からは、「車両所はそんなに危ないのか!」「安全靴、ヘルメットは譲るとしても、保護メガネは作業中で十分だろう!」「打検や下部フサギ板などの作業があるならともかく、構内なんて移動だけで掛けなきゃいけないなんて、おかしいよ!」「雨の日や夜間の着発線の移動など視界の妨げになる!」「現場に携わってない人が、机の上だけで考えている!」「何でも個人の責任に!が根本に有るから…外で話すと笑われるよ!」「大井基地を取り巻くフェンス、監視カメラ、フラップゲートには何億円も使って、社員の身を守るためにいくら使った?」「危ない所はペンキを塗るだけで直しもしない!」「総合事務所内だってヘルメット、保護メガネで仕事をしろ!」「老眼鏡をかけて歩くと危ないぞ!」「メガネを作るから補助金を出せ!」等々、怒りの声が沢山出ています。

皆さんが、仕事中に怪我をせずに帰ってくることを家族の方も望んでいます。労災防止は家族の願いでもあります。今回の『お達し』は皆さんのことを思って出されたことなのでしょうか? 今回の『お達し』は、安全心得、幹鉄事・三車両所合同【通達平成22年4月1日、施工平成22年4月1日】の中に、ヘルメット・保護眼鏡・安全靴を必ず着用すること。(但し、総合事務所棟から食堂へ行く場合を除く。)と、書かれていることが根拠ですが、大阪や他の車両所の「安全心得」には書かれておらず、東京三車両所だけと言われています。

車両所では、近視の眼鏡使用者は約3割。老眼鏡使用者は約2割のようです。社員全員がワズラワシイ思いをする訳ではありません。でも「俺には関係ない」と済ませて良いのでしょうか? チェック表が初めそうだったように、あれは修繕車両所のことだから・・・あれは交検のことだから・・・あれは仕業のことだからと無関心でいたり「あなたのためだから・・・」という言葉が鵜呑みにしていると、気が付くと**ガンジガラメ**の「**とんでも車両所になっていた!**」と成りかねません。

社員を納得させやすい「労災防止」を錦の御旗にして社員管理の強化を狙っている!」と思っているのは、一部の不良社員と呼ばれている人達だけなのではないでしょうか? 大井基地で働く協力会社の皆さん、皆さんは移動中の保護メガネ着用は、無関係だと思いますか? 「社員」とはJRおよび協力会社社員とあるのをご存知ですか?

旧東二両では作業用皮手袋は毎月配られていたのに、三車両所になってからは必要なときにしか与えないので、実際に作業するとき無く、不便を感じた方もいると思います。移動中の「保護メガネ」よりも、作業に必要なものを用意すべきです。皆さんはどう思いますか?